

統計調査分科会
第 21 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 21 回 統計調査分科会 議事次第

日 時：平成 22 年 2 月 9 日（火）15:00～16:30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 「郵送調査で事業所が対象の統計調査」の概況について

3. 日本マーケティング・リサーチ協会との意見交換

4. 閉 会

○前原主査 それでは、定刻となりましたので、第 21 回「統計調査分科会」を始めさせていただきます。

初めに、今回より、監理委員会の野原佐和子委員が当分科会の副主査に就任いただきましたので、御報告をいたします。

野原副主査から、一言ごあいさつをお願いいたします。

○野原副主査 座ったまま失礼いたします。イプシ・マーケティング研究所の野原と申します。初めまして。よろしくお願いいたします。

今回から統計調査分科会の副主査ということで、途中から入ることになりますけれども、議論に参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○前原主査 ありがとうございます。野原副主査、専門委員の皆さんとともに、当分科会を円滑に運営していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めていきたいと思っております。

まず本日の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、本日の議事について御説明をさせていただきます。今回の公共サービスの見直しの進め方につきましては、昨年 12 月 10 日の官民競争入札等監理委員会におきまして、仙谷行政刷新担当大臣から御指示がありました。これによりますと、平成 23 年度以降の事業について、質の向上とコスト低減の 2 つの観点から、公共サービスの見直しを本格的に進めるとの御指示でございます。

これを受けまして、昨年 12 月 24 日の官民競争入札等監理委員会において、統計調査分野につきましては、統計調査分科会において引き続き調査検討を行うこととされております。この統計調査分野につきましては、昨年 5 月に監理委員会がとりまとめた公共サービス改革報告書の中にごございます、統計調査のこれまでの市場化テストの事例や、民間委託の現状、民間事業者の実情等を踏まえると、まずは調査方法が郵送調査であり、調査対象が事業所である統計調査について積極的な推進が可能とみられる、という提言がされてございます。

今回の取組はこれを受けまして、郵送調査で事業所が対象の統計調査について取り上げるものとしてございます。これを受けまして事務局では本年に入りまして、各府省に対し、これに該当する統計調査についての調査を依頼いたしました。本日御報告する内容は、各府省から提出された資料を事務局においてとりまとめさせていただいたものでございます。

事務局といたしましては、本日御報告する現状も踏まえていただきながら、統計調査における今後の公共サービスの見直しの進め方、例えば市場化テストの効果が期待されるのはどのような事業か、また、今後更に民間委託の拡大を推進するためにはどのような取組が必要か、といったことについて、皆様に忌憚のない御議論をいただければと考えております。

また、本日は民間事業者団体の日本マーケティング・リサーチ協会との意見交換も予定

しております。同協会は、協会内部に公的統計基盤整備委員会を設置される等、国の統計調査事業の受託促進に精力的に取り組まれており、同協会との意見交換を通じまして、民間事業者の皆様の御意見、御要望をいただくことは我々が今後の取組を進めていく上で極めて重要と考えております。こちらの方も活発な御討議をいただければと考えております。

なお、本日皆様からいただきます各府省への御質問等につきましては、事務局で承った上で、事務局から各省に回答をお願いしまして、後日事務局から御報告させていただきたいと存じます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○前原主査 ありがとうございます。

それでは、1つ目の議題「『郵送調査で事業所が対象の統計調査』の概況について」を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、郵送調査で事業所が対象の統計調査の概況について、御説明をさせていただきます。

まず、最初に資料の確認でございますが、資料1-1といたしまして、概況ということで概況をまとめているペーパーと、資料1-2ということで各府省の統計調査の一覧というものを付けております。

資料1-3でございますが、非常に分厚い資料になっておりますので、傍聴者の皆様には残念ながらお配りできなかったんですけれども、明日には当室のホームページにアップする予定でございますので、そちらを御参照いただきたいと思います。御了承ください。

それでは、資料の説明をいたします。まずは資料1-1をごらんいただきたいと思います。郵送調査で事業所が対象の統計調査の概況でございます。今回、情報を各府省からいただきましてとりまとめた結果でございますが、郵送調査で事業所が対象というもののカテゴリーに当てはまる調査につきましては、平成23年度以降実施が見込まれるものとしては、9府省において142調査ということになっております。

ここで御留意いただきたいんですけれども、統計調査にはいろいろと実施の周期というのがありまして、毎年とか毎月のものもあれば、例えば2年置きでありますとか、5年置きですとか、中には10年に1回というものがありますので、この142というのは必ずしも毎年行われる数ということでございませぬので、毎年行われる調査はもっと少ない数になるということは御留意をいただきたいと思います。

これ以降の、予算額の概算につきましても、委託金額につきましても、同様の状況になっておりますので、その辺は御了承いただきたいと思います。

続きまして、○の2つ目の予算額の概算ということでございますけれども、大まかに把握したところでございまして、全体で約61億円という数字が把握できたということでございます。

「民間委託を実施しているのは」とございまして、これは何らかの形でということなのでございまして、民間委託の実施があるという調査は126調査となっております、その金額は合計で約42億円という数字が把握できております。

調査のやり方を考える上で調査系統というのもまた重要な要素なのでございますけれども、本省で直接やっている調査は108調査、地方の支分部局を經由している調査につきましては23調査、地方自治体にお願いして実施している調査は11調査という数になっております。

郵送調査につきましては、オンラインで代替できるのではないかといいところはよく考えられるところがございます、こちらの方も問い合わせましたところ、67の調査についてオンラインの利用が可能であるということが把握できております。

それでは、2枚目にまいります。こちらは簡単な統計をまとめておるわけですが、この中で予算額でございますが、統計調査は全部で100以上ありますけれども、実際予算額を見ていきますと、500万円以下の非常に小規模な調査が多い。1億円超というのは、全体に比べればかなり少ない数になっているというのがわかると思います。委託金額についても同様な傾向となっております。

一番下の民間委託の委託業務の内容についてでございますが、調査票等の印刷あるいは集計・データ入力につきましては、8割以上もう既に民間委託が行われているということでございます、調査票等の配布・回収、個票審査・疑義照会につきましては6割前後というような数字になっているということでございます。

続きまして、資料1-2をごらんください。1枚めくっていただきまして、この資料の見方についてでございますが、左の欄から調査名、調査時期、調査対象、調査客体数、調査系統となっております。

予算額、委託金額につきましては、21年に実施していない調査もありますので、直近で把握が可能な限りのものが記載されているという状況になっております。

備考欄でございますけれども、オンラインを併用できる調査については、「オンライン」と記載をしています。

また、調査によっては事業所と一緒に併せて世帯を対象にしている調査でありますとか、郵送だけではなくて調査員調査も併せて系統として持っているという調査もありますので、そういったものにつきましてもこの備考欄の方に「調査員」とか「世帯」といった記載を入れております。なお、既に市場化テストを実施済みの対象事業というのがございまして、それについては網かけをしております。また、市場化テストの実施を検討するとされているものがございまして、それは太枠で示しております。例えば2ページでいくところの総務省では、サービス産業動向調査というのが太枠に入っているということでございます。

それでは、めくっていきまして、1ページ目が内閣府、2ページ目が総務省、3ページ目が財務省、4ページ目が文部科学省、5ページ、6ページ、7ページ、8ページが厚生労働省、9ページが農林水産省、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、15ページと経産省は非常に本数が多いのでございますが、16ページまでが経済産業省ということでございます。17ページ、18ページ、19ページ、20ページまでが国土交通省でございまして、最後のページが環境省となっております。

席上に配付しております資料1-3でございますが、これは郵送調査で事業所が対象の統計調査ということでございまして、概要資料集とさせていただきます。これは各府省に各調査の概要がわかるような資料を既存の既に公表されている資料でも結構ですので、ということでお願いした資料でございます、それぞれの調査の概要がつかめるような資料ということで用意しているところでございます。

概要については以上になります。

○前原主査 ありがとうございます。

それでは、各委員から御質問、御意見等御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○廣松専門委員 今回、事業所が対象になっている郵送調査に限定されているわけですが、郵送調査には個人や世帯を対象とした調査もたくさんある。今後それらについても同様の調査をなさる予定なんですか。

○事務局 今後の進め方については、いろいろと今回の取組も含めて議論をして進めたいと思っておりますが、少なくとも今までこういう取組をあまりやってこなかったということもありまして、まずは今回についてはこういう形でということで考えております。

○前原主査 そのほかいかがでしょうか。

野原さん、何かありますか。どうぞ。

○野原副主査 今回対象になっている事業所が対象の郵送調査について、一覧表をつくって全体を把握することはまず第一段階として非常に重要なことだと思いますので、こうした整理をしていただいたことは意義深いこととして評価したいと思います。

ですが、この領域は既に外部委託がなされているものが多いので、市場化テスト、官民競争入札について議論をするには、官民の役割分担をどう考えるか、どういう分担を目指して市場化テストを用いるのかという考え方の整理が重要だと思いますが、その辺りはどのような整理で考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局 市場化テストのメリットということにつきましては、先ほど御紹介した公共サービス改革報告書の中にも述べているんですけれども、ちょっと御紹介させていただければ、1つは実施要項、これは発注のときの入札の説明書というものになるわけですが、この実施要項というものを作成して監理委員会で審議することによって、発注内容についての改善を図るということと同時に、入札内容の公開性を高めることができるというところがございます。

入札方式についてでございますけれども、これは総合評価方式を基本としておりますので、価格と質の両面で評価をするということ。基本的には複数年契約を基本と考えておりますので、複数年契約を基本とすることで民間事業者の創意工夫の発揮を期待するというところがございます。

あと、モニタリングでございますとか評価といったものを事業に最初から組み入れておりますので、そういったことで適正かつ確実な事業の実施というものを担保して事業の改

善に資するような知見を得ようという形になっているということで、市場化テストというのはこのような、いわゆるシステムとプロセスによって公共サービスの質の向上あるいはコスト低減の両方を実現しようというのが市場化テストの基本的な理念であると考えられると思います。

ただし、考えなければいけないのは事業規模、端的には予算規模なんですけれども、これがあまりに小さいとなかなかコスト低減効果は出てこないということでありまして、プロセスとかモニタリングを重くしていきますと、当然官にとっても、あるいは受け手の民にとっても双方重くなって負担になるという点も否定できない部分でありまして、そういったところを合わせた中でどのような事業を市場化テストの対象とすべきかというのはなかなか考えていくのが難しいところがございます。

そういった意味でも、今日、J M R A さんに来ていただいて、是非民間事業者の皆様のお意見も聞きながら、要望を取り入れながらこういったものがあるというところを探っていきたいというのが正直なところでございます。

○前原主査 どうぞ。

○野原副主査 おっしゃるとおりで、そのために、この後いろいろ話を伺えるということで充実したものになると思っております。けれども、外部委託すべてを公開化しなくてはならないので、公開度を高めるべきプロジェクトと高めなくてもいいプロジェクトがどう違うのか疑問があります。

そして、委員会という第三者が再度検討し、どういう形で公募をするのか、評価方法をどうするか等を練り直すのは、その行為自体にコストがかかるので、効率を上げるためには規模の大きいものを優先する。それはそれで合理的な判断だと思います。

そうしたことを考えたときに、郵送調査で事業者が対象の統計調査についてのみ議論をしてそれで正しいのだろうかという点に疑問を感じます。

○事務局 今の点でございますけれども、公開の度合い、当然公開しているではないかとか、別にこのスキームでなくてもという点につきましては、民間事業者の皆様も今の公開条件が満足いくものかどうかという話はあると思っておりますので、少なくともこういうふうに統計調査というジャンルでくくってやるというのはあまりやられていないのではないかと状況だと思います。そのところは当然事業者の皆様の御意見も聞きながら、どういった公開が望ましいのかということも含めて考える必要があるということだと思います。

野原先生には今回から御参加いただきまして、忌憚のない御意見をいただけることが大変心強く思っているんですけれども、この郵送調査で事業所というのは、あくまでもまずはというとりかかりで、少なくともこういったできるところから裾野を広げていこうというようなスタンスでございますので、当然全体を把握しつつももっとも深めていくというのがありますが、今までの統計調査分科会というのは、それこそ公共サービス改革法が制定される前から前身として統計部会というのがございまして、そのときから多くの時間と労力を委員の先生方にもおかけして議論してきたものでございまして、そういった今ま

での積み重ねの中で、まずはできるところを進めていこうというような整理が昨年5月の報告書のとりまとめのときにはなかったということでございますので、当然そのところは野原先生がおっしゃられるような課題が残っているということは十分認識しつつ進めたいと考えております。重要な宿題として重く受け止めて、今後の進め方の検討に入れたいと思っております。

○前原主査 実際には調査員調査で取り組んでいる事例もありますので、今回はこういう形で一步前進ですかね。恐らく皆さんからごらんになると整理されてここがターゲットにしやすいとか、イメージが沸く資料となっているのではないかな。これまでは各省から出してきたのをばらばらとやっていたので、それを今回はよく整理をした。その中で、私もビジネスの世界にいましたから、この資料でこれぐらいだったら手を挙げてもいいかなというのが見えてくるのではないかと思います。そういう意味があると思います。

○野原副主査 先日事務局の方から御説明いただいて、各省庁がどのように調査を実施しているかをこれまできちんと把握できていなかったとか、このような形できちんと組織横断的に整理される機会があまりなかったということがわかりました。そういう意味では、それをきちんとすることからまず始めていこうということで、大事な一步を踏み出したと理解しました。

また、民間からヒアリングするだけではなくて、官の実施状況を詳しく把握しながら、どういう形で官民競争入札をすればよりよいのかを議論できればと思っておりますので、これからは是非お願いします。

○前原主査 どうぞ。

○事務局 1点だけ補足で、実態があまり把握されなかったと言い過ぎますと、制度所管部局である総務省の政策統括官というのもございますし、内閣府の統計委員会というのもございますので、こういう切り口、いわゆる民間委託という切り口でここまでやったものは多分ないと自負しておりますけれども、もしありましたらお叱りを受けますので、それは事務局の前のめりということで御了承いただきたいと思っております。

○前原主査 廣松先生、いいですか。

○廣松専門委員 はい。

○前原主査 それでは、もう既にそこに踏み込んでいると思っておりますので、次の議題の「日本マーケティング・リサーチ協会との意見交換」に移りたいと思っております。どうぞ、席にお着きください。

本日は、日本マーケティング・リサーチ協会の皆様にお越しいただいております。よろしくお願いたします。日ごろから大変お世話になりましてありがとうございます。進め方としましては、まず日本マーケティング・リサーチ協会さんから30分ほどお話をいただきまして、その後意見交換とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○鈴木専務理事 まず、本日こういう会に私どもをお招きいただきまして、いろいろな意

見が交換できる場をセッティングいただいたことに大変感謝をいたします。

私ども日本マーケティング・リサーチ協会は設立が 1975 年ということで、約 35 年の歴史を持った協会でございます。現在 152 社、94 賛助法人、その他賛助個人というのもございますが、152 社の正会員と約 5,000 人のリサーチャー、そして訪問調査員が延べ 2 万 1,000 人を擁する協会と御理解をいただければと思います。

私どもの事業目的と申しますのは、資料の 3 ページにも書いてございますけれども、マーケティング・リサーチ倫理の確立とマーケティング・リサーチ綱領の普及、啓発及び人材の育成等を行うことにより、マーケティング・リサーチの健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与すること。非常に高邁な事業目的で活動しております。

事業内容につきましては、4 ページをごらんいただければと思います。会長以下、私が今専務理事を務めておりますが、副会長という三役と、特筆すべきは、非常に会員間の中でいろいろな委員会にそれぞれ自主的に参加をし、そういう中で技術的な検討あるいは倫理的な興味あるいは法律に則ったリサーチはどうあるべきかというようなガイドラインづくりということを非常に積極的に今でも進めてきております。

そういう中でこれは 5 ページに書いてありますが、公的統計基盤整備委員会というのを一昨年発足いたしまして、私ども官でいろいろ御協議をいただいている民間開放という中の受け皿として、我々は一体どういう受け皿をつくるべきかということをや 2 年前から協議を始めたところでございます。

1 年の活動、お手元に年次報告書という形でまとめました。廣松先生にもいろいろ御指導、御意見をいただきながら作成をいたしました。こういう中から、私どもとしての受け皿づくりということを始めてきているところでございます。

7 ページにございますが、もう一つの公的な私どもの活動の中で、I S O の 20252 は、正式な名称は、市場・世論・社会調査の用語及びサービス要求事項ということで、市場調査における、いわゆる I S O の規格というのがございますが、これを日本で導入していくということ。これの取組をこの協会の中といいますか、協会の活動の一環として、官学民三者の協議会、I S O 20252 認証協議会というのを作りましてこの導入、今年の 4 月に認証を受けられるような体制をつくっていきたいということで、いわゆる調査の技法についての規格ということの取組もしてございます。

私どもの協会といいますのは、マーケティング・リサーチ業に携わる協会としては唯一の団体ということで活動しております。全体の市場規模というのはたかだか 1,700 億ぐらい、これは日本という規模から考えますと非常に小さな市場規模ではございますけれども、そういう中から更に公的な調査、官の調査というのを私どもといたしましては受け皿として拡大していきたい。これがまた民間の活力につながっていければということとともに、もう一つ、先ほども議論がございましたが、いわゆる調査員調査というものに対しての真摯な継続といいますか、これを私どもとしては是非官民協働してこの確立というのを、あ

るいは継続というのを是非また意見交換をさせていただければと思います。よろしく願いをいたします。

この後は、事務局長の山田の方から随時の委員会活動の説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○山田事務局長 公的基盤統計整備委員会の事務局長をやっております山田といいます。よろしく願いいたします。

委員会の取組についてということで、最初にこの委員会を立ち上げたときの経緯ということをお話ししますと、公的統計に関連した役所のある幹部の方から、公的統計の民間開放といっても、その公的統計に対応できる民間事業者はいるのか、どんな会社があるのか、何社ぐらいあるのか。そういう会社はどのような実績を持っているのか、あるいは社員とか調査員というのは何人ぐらいいるんですかというような話が公的統計の民間開放を議論する学識者の中にも、あるいは統計調査の実施部局の中にもよく知られていないのではないですかという御指摘がありました。まずそこから認知度を高めていくという必要があるなと、きちっと私どもをしっかりと知っていただくというふうに情報発信していく必要があると思いました。

統計主管部署とも情報交換しながら、私どもも公的統計は一体どういう統計調査をやっているんですかということをよく知らない面もありましたから、お互いに知らないところで、あそこは営利を追求する会社の集まりだからちゃんとした調査をやってくれないのではないかと、認知度が低いということも含めて、これはお互いにもう少し溝を埋めていく必要があるのかなと思っておりました。

この委員会の民間事業者の活用に関する基本的な立場ということで考え方ときに、統計調査の実施部局は信頼できる民間事業者をどうやって選定するかということに随分苦労されている、意を用いておられる。私どもは民間事業者として、当然信頼される、あるいは期待に応えられる民間事業者を目指さなければいけないと思っているんですが、どうもこの間幾つか見ていると、統計実施部局と民間事業者との間での不幸なミスマッチというのも起きているのではないかと認識しております。

私どもは、どちらかの側が一方的に利する、あるいは得になるというような関係性ではなくて、イコールパートナーとして Win-Win の関係性にならないと良好な関係性は持続しないと思っております。

そういうことで今日は民間事業者の活用に関わる課題の認識と提案ということで、これを中心にお話しをしたいと思っておりますが、民間開放の実績というのも随分出始めておりました、公共サービス改革法に基づくもの、基づかないもの、大型の案件、包括的な委託、ジョイントベンチャー方式による受託あるいは複数年契約であるとか、調査機関、調査を本業とする会社が受託しているものもあれば、本業としない会社が受託しているものもいろいろ出てきております。

最近の民間開放の事例とか、経験、実績を踏まえて、民間事業者の活用とは何か、どう

あってほしいかということについて、課題の認識と提案ということを行いたいと思います。

それでは、今までのところはお手元資料になかったところですが、これからはお手元資料の順でお話しをしたいと思います。

8 ページ、公的統計基盤整備委員会とはということで、昨年4月に発足しまして、参加している企業は会員社の24社、他の業態にも呼びかけてということで、会員社以外からも1社参加しております。

活動の内容としては、毎月定例の委員会というのを開催しております、この委員会の中では学識者とか、統計実施部局の実務者をゲストスピーカーに招いて、講演会とか意見交換会ということをやっております。委員会の後、小委員会ということで個別のテーマについての検討ということもやっております。関係府省とのコンタクト、統計調査についていろいろな議論が行われている統計委員会あるいは官民競争入札等監理委員会の統計調査分科会、あるいは入札監理小委員会、こういう委員会等の傍聴をしたり、パブリック・コメントを出したり、今お手元にお配りしました報告書をつくったりというようなことで活動しております。この報告書はJMR Aのホームページにもアップしておりますので、ごらんいただければと思います。

小委員会ですが、ここに挙げているように①②③という3つの小委員会を設けております。③の応札業務に関する諸問題の検討というのは、その下に書いております資料編で①②③という家計消費状況調査、サービス産業動向調査、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査。この3つの調査の入札の説明書、仕様書、実施要綱、契約書、これらを横並びにして、同じような項目であっても記述内容がどう違うかということを実証して、民間開放されている統計調査といってもここまで丁寧に情報開示されている調査もあれば、ここの書きぶりは非常に不親切だなというのがありますから、そういう比較検証をして、民間事業者としてはこういう仕様書であってほしい、あるいはこういう説明書であってほしいということを検討するためにそういう作業をした。その結果が報告書に出ているということで御理解をいただきたいと思います。

時間が押していますので、適宜省略しながら進めたいと思いますが、10 ページ、11 ページというのは提言というところのタイトルだけを書いておりますが、今日、後半にお話しをしたいのは、この提言を踏まえて、もう少しその後の活動も深く踏まえて、進化しておりますから、その内容の方を話しした方がいいと思いますので、この提言というところについては一応省略をしたいと思います。

Aの方では我々事業者の方でこういう努力をしましょうねという民間事業者、我々の会員社に向けたメッセージです。

Bの方は、あまりJMR Aの存在を知られていないのではないのかと思われている学識者とか統計調査の実施部局の方に是非読んでほしいという部分であります。

2008年度調査ということで、では公的統計に対応する民間事業者のJMR Aの状況はどうなっているんですかということです。調査員組織を持っている会社が44社あります。

全国で稼働可能な調査員は会員社計で約2万1,000人となっております。ただし、この2万1,000人というのはダブリがあります。調査員は複数の調査会社に登録しているというケースがありますので、これはそれぞれの会員社が何人の登録調査員を持っていますかという数を集めて集計しているのです、2万1,000人の中にはダブリがあるということでもあります。

民間の調査機関の調査員登録をしている人の中で、統計調査員に加入している人の割合はどのくらいだろうかと見ると、約2割弱くらいは国・自治体等の統計調査も担当しているようであるということでもあります。

中央省庁からのJ M R Aの会員社の受注実績ですが、2007年度の公的統計は、従来の指定統計、承認統計といわれている公的統計13本、10億9,000万、8社が2007年度は受注をしております。

その次、この数字に対応する数字は、うちJ M R A会員社9本と下から2行目のところが2008年度に該当する部分です。J M R Aの会員社が9本で13億3,000万円。これはその上に見たものが民間開放されている統計調査の数というのは、49本で26億9,000万だと我々が調べたところでは明らかになりました。

民間事業者の中には、J M R Aの会員社以外、純粋民間企業もあれば、外郭団体あるいは公益法人と言われるようなところが受注しているものもありますので、その中でもJ M R Aの受注した数は9本で13億3,000万だということになります。

その他調査といっているのは、指定統計、承認統計以外の単発的なアンケート調査というものも私どもは受け皿になっておりますので、そういう調査の本数はどのくらいあるだろうかと調べたところ、2008年度は79本で、7億8,000万。これについては8社がこういう仕事を受けているということになります。

13ページ、省庁の統一資格のランクですが、2008年は20社だったのが今年度は33社に増えております。ただし、ランクはCランクの数が増えているということになります。

14ページですが、参入意向のある業務の範囲。統計調査はいろんなステップがありますが、どういうステップの仕事であれば参入したいですかというところで聞いたものですが、幅広い分野での業務に対応したいということで、まさしく包括委託に対応できるということを表示していると言っていると思います。

15ページ、2009年度、今年度の取組ということですが。昨年とほぼ同様の取組という内容で活動しております。小委員会の3番目に書きましたが、民間版ガイドラインの検討ということをお我々としてはやっております。

これはどういうことかという、今年度からスタートしている基本計画の中で、総務省の政策統括官のところ統計調査業務に関わる民間事業者の活用に関するガイドラインを改定するという話がありましたから、国の方の改定が先に進む前に、民間としてはこういうガイドラインというのはどうだろうかというのを先に検討してぶつけた方がいいのではないかなというようなことで、民間版のガイドラインというのを検討しようということに進

めております。政策統括官室とはこの件についても意見交換をしたり話を聞かせていただいたりということをやっております。

16 ページ、民間事業者の活用に関わる課題認識と提案ということで、ここをメインに話をしたいと思っておりますが、10 項目あります。

17 ページ、6-1 ということで、まず事業の継続性を担保するためにも適正な利益の確保は必要なんですという認識を統計調査の実施部局の方に持っていただいているでしょうかという私どもの疑問。例えば予算額とか予定価格というものの中には、一般管理費であるとか管理コストだとか、こういうものを本当に含んでいるのでしょうか。

間接部門の経費とか、最近はいろんな意味で、先ほど I S O の 20252 というような話もありましたが、品質を確保するために会社としてそういうものをきちっと整備しなければいけない。そういうものを準備していないときちっとした質を確保する統計調査はできないとなってくるわけですから、そういうことに係る費用が当然発生するわけですね。それは受託する仕事の中の売上の中で当然回収しなければいけないという話なんです。どうも委託業務の実施経費というのは実費と人件費、その調査を担当する人の人件費と本当にそれに係る実費しか見ていないのではないかと。それでは、民間事業者が受託すると結局この一般管理費、コストが出ない。会社の経理の仕組みの中では、これは赤字業務ということになるんです。

赤字を覚悟で仕事を続けていけば、もうけているセクションからは、私たちのもうけを赤字で全部消費してどうするんだと。極端なことを言う人は、これは背任ではないかと、赤字覚悟で仕事を続けるなどというのは、会社に損害を与えるという、意図的にそんなことをやるのではないかとという話があるので、そういう問題が1つ。

民間企業がお客さんである場合と比べると、やはり官庁の仕事の方が手続が煩雑であるとか、無償稼働が多い。赤字になることが多い。仕様変更とか契約変更が簡単にできない。あるいは不測の事態に対して柔軟な対応ができないというようなことがあって、ではなぜそんな仕事をあなたたちやっているのかと言われそうですが、そこは何とか改善しませんかということでもあります。

18 ページ、創意工夫とコスト削減。これはもう随分民間委託する場合に言われるんですが、創意工夫というのは財源を伴うんです。今は仕様書が非常に細部にわたっているので提案の余地がないようなものもあります。何を期待されているのかわからないというところもあります。

コスト削減というところは、民間事業者を活用した方が安く上がるという認識は是非改めていただきたい。それは先ほど言いました一般管理費だとか管理コストを計上しないでネットの部分だけで出すということになるとそれはそういうふうに見えるかもしれないけれども、行政サービス改革法で言っているコスト削減というのは、行政サイドのスリム化、効率化がこういうことによってどれだけ図られたかというのが本筋の議論なのではないでしょうか。民間事業者に出した分は、今まで役所がやっていた分よりも安くなるという

考え方というのはおかしいのではないかと思います。

不思議に思うのは、会計課と原課の二元対応。見えない相手と戦っているような感じが合って、我々が直接仕事をやっていく上では統計調査の実施部局、原課と一生懸命やっているわけです。ところが、会計課の壁は厚いんです。やはり原課からは創意工夫を何とかと言われて、もう一方の会計課からはコスト削減だと首絞められて、役所内のチェック&バランスのシステムかもしれないけれども、どうも役割を使い分けられているような感じがして、責任の所在があいまいではないですかと言いたいと思います。それに関連して、公共調達の仕組みの透明性というのをもっと高めてほしいと思います。今言いました、会計課と原課の役割、それぞれの対応が連動していないのではないかと。

予算確保の手順というのはどうなっているんでしょうかと。あるいは予定価格設定の手順はどうなっているんでしょうか。あるいは下見積もりというのはどの段階でどちらのセクションが何社ぐらいから取るものなんですか。

前から私は言っているんですが、予算額があるにもかかわらず予定価格はその内輪で設定されている、契約金額は更にそれを下回って契約される。なぜ予算が確保されているのにそんなに抑えなければいけないのでしょうか。

そもそも仕様書というのは、仕様書に基づいて予算が設定されているはずだから、仕様書と予算はセットだと思うんです。ところが、予定価格はその内輪で設定される。そうすると、仕様書は圧縮されて変更になっているんですかと。これは変更になっていないです。結果的には更に予定価格を下回る価格で契約をしているというのが現状で、これは何としても改めてもらわないといけないのではないかなと思います。

私はそれを改善する方法として、予算額は開示できないですかと思っているんですが、そのことは後で触れたいと思います。

応札前の問題点ということですが、応札資格の緩和ということはお願いをしたい。過去実績、過去の契約金額までは公共サービス改革法のところでは出されていませんが、実績は出るようになったので、これは今までに比べて透明性が高いというか、いいと思っているんですが、むしろ予算額の開示というのは本当にできないのでしょうか。なぜそういうふうにするかという、そんなことをしたら競争入札にならないのではないかとやっているけれども、価格点と技術点で総合評価をするのだから、予算額の方は、私どもなぜそれを言うかという、応札の回避の判断材料に使いたいと思っているんです。

どうしてかという、その調査の規模だとか、実施時期だとか実施体制というのを勘案しなければいけない。この時期に例えば予算額1億円ですよという、そのぐらいの規模をこの時期にやるとなるとこういう体制でやらなければいけないねと。当社にその体制があるだろうか。ところが、もう少し有利な材料の民間の案件もそのころあるんだよとなると、応札しなくても別の案件を取りに行くというのができるので、そういう意味で私たちは選択的な受注というか、受注確度の高いものというか、利益率の高いものという判断の中で判断をしていくので、何も金額を教えてくださいといっているわけではないんです。

自分たちがやれる業務なのかどうかということの判断材料にしたい。

同じような意味では、入札の説明会に来た会社とか入札資料を取りに来た会社とかというのがわかっていれば、それは勝ち目がないと思って応札回避ということもあるわけで、それも有力な情報だと思います。

暴力団排除のための役員の住民票の提出、グループ会社の全役員は必要か。これは本当に大変困っているところがあります。

応札・開札時の問題点ということですが、ここは予定価格オーバーで失格とあまりにも簡単に言われるのは、それで企画提案書も全然評価の対象になってしまわないというのは残念な気がして、予定価格をオーバーしていてもここまで下げられますかという意味での交渉の余地はあると思っているんです。だから、それは話をして交渉の余地があると思っているので、予定価格オーバーも低入札の価格も、価格点ということで評価したらどうか。

今は価格は総価しか出していないで、それで評価対象になっているんですが、これは見積もり明細まで入れるべきではないか。見積もり明細を見ることによって、仕様書の理解度を把握することが出来る。要するにその予算をどの工程にどういう配分をしてこの仕事をやろうとしているのかということがわかるわけです。ところが、総価だけだとその配分がわからないということになるので、仕様書の理解度を確認するという意味でも、見積もり明細を評価するということができないだろうかということなんです。

応札結果というのはそういう意味で契約締結交渉の優先順位を決めたんだということにして、それで優先順位の1位になったところから実際に交渉して、あなたは価格点はどうなっているけれども、価格をこれでやるといっているけれども、本当にこの時期にできるんですかといって、それで辞退させやすくするというと語弊があるかもしれませんがけれども、安心・安全な事業者を選定するというためには、そういうステップを踏めば安心した事業者が得られるということになるのではないかと思います。

実施段階、実施後の問題点というのは、ここに書いたとおりであります。

23 ページ、各府省の統一見解に基づく統一的な対応をとというのは、同じ民間委託している統計調査であっても、各府省の対応がいろいろ違うというところで、これを極力統一化するということによってコスト削減が図れるということもあると思います。是非そういうことをお願いしたいと思います。

24 ページ、低価格落札の問題点。これは防止策を講じる必要があるのではないかと思います。つまり、これは先ほどから言っているように予算額を開示して、予算の使い方と企画内容を評価することによって受託事業者を選定すべきではないかということです。低価格落札の問題はということがあるかという、収益を圧迫して調査の精度にも影響が出てくると思います。お試しで安くてもいいから受注実績を積みみたいというような動きは是非排除したいと思います。

継続受注の意向がなくて単年度だけとりあえずやってみるなどということをやると、やはりいろいろ問題が起きます。ところが、今の仕組みの中ではそれはすり抜けて落札でき

てしまうということがある。そうすると、翌年度の予算確保にも担当の方は随分苦勞されるのではないかと。前年度を下回る予算額では応札する事業者はいなくなってしまうのではないですか。一度民間事業者を活用すると決めた調査を民間事業者で受けるところがなくなったからまた行政に戻すというのはほとんど不可能だと思います。

応札する民間事業者がいなくなると、時系列の調査の実施が不可能になるということだと思います。低価格落札は、発注側にも民間事業者の側にも不幸な出来事だと思います。

経済情勢が上向いてきて民間企業からの受注が回復してくると、民間の案件と公的統計とが市場で競合するということになります。選択的受注は必然ですから、公的統計は市場価値において魅力を増す必要が出てきますということでもあります。

統計調査分科会、入札監理小委員会への期待ということですが、これは先ほど高橋さんも説明されていましたが、ある意味で統計調査のP D C Aのサイクルが回っているということで、実施要綱の審議と実績の評価、あるいはそういうものが情報開示をされていて第三者の評価になっているということはいいことだと思うんですが、民間事業者を活用しても統計の質は確保されたかどうかということをちゃんとジャッジしてほしい。調査が本業ではない民間事業者にも対応できる調査であったのかどうか。もし不十分な点があれば、再発防止策というのを明らかにすべきではないか。そういうことによって、民間事業者活用の標準化というのも図られていくのではないか。

標準化というと何となく総務省政策統括官のガイドラインというようなことも気になるわけですが、果たしてガイドラインというようなものとかこういう話は連動しているのかどうか。同じように民間委託、民間開放ということも扱っているわけですから、是非連動してもらいたいと思います。

以下の話のところは、第100回入札監理小委員会でいろんな議論がありましたので、そこで気の付いた話を幾つかしたいと思います。

比較可能な調査間の比較が行われていないというのはどうしてだろうか。それぞれの調査の絶対評価みたいな形になっていて、例えば企業、事業所が対象であること、郵送調査という調査の方法が同じであること。調査の時期が同じ時期だったら何となく比較対象できるのではないのでしょうかと思うんですが、どうも1本1本の調査の実績評価になっていて、それも例えばこの調査では実施体制に問題があったということとそこが中心的に議論されてしまう。実施手順について問題があったということ、そこだけが中心になって、あるいは回収率が問題ならばそこだけが中心になって議論されるということがあって、もう少し横並びで比較するということがあってもいいのではないか。

例えば行政指導とか許認可権を持っている役所がそういう対象になる企業、事業所を調査した場合の回収率と、そういうものが及ばない一般企業、事業所の調査で回収率がどのくらい違いがあるのかなどということも経験則としてわかってくるということになると思うので、是非そういう形である種の一般的なアウトプットの標準が見えるというような形でこういうことは活用すべきではないかと思います。

あとはもう1つ問題にしたいと思うのは、3つの調査とも赤字だと言われたんですが、赤字を今後どうしたらいいのかということが全然議論されなかったというのか、そうですかで終わっていたような感じがするので、それも議論していただきたいと思います。

27 ページ、実施経費についてということで、これは入札監理小委員会の座長が指摘をされておりました。実施経費の中に利益項目が入っていないというのはどうしてですかという話がありましたが、これは是非入れていただきたいと思います。

最後のところに書いてありますが、契約金額と実施経費。契約金額は応札した側の契約金額、実施経費についても同じ費目についてどのくらい違いがありましたかというのが出てくるんですが、むしろ私どもが知りたいのは、予算額や予定価格の費用項目と実績がどのくらい乖離があったのかということこそ解明すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうかということです

28 ページ、民間事業者にとっての魅力ある公的統計の受託条件とはということで、赤字にならない、見積もりミスが発生しない、創意工夫が発揮できる、インセンティブがある、自社のリソースが活用できる、自社の得意分野の能力発揮ができる、一般管理費を含む管理コストが計上できるというようなことがきちっと整備されてくれば、魅力ある受託の条件になるかなと。

もう一つ言うと、担当者に恵まれるということもあります。同じ調査であっても担当者に恵まれるのと恵まれないのとではえらい苦労したりしなかったりということがあるので、これは余談ですが、このJMR Aの委員会の中に公的統計の民間開放された案件の統計調査についての評価委員会というものを設けて、これは収益的にはどうであったか、難易度はどうであったか、対応はどうであったか、パートナーシップの関係性はどうであったかみたいなことを評価して、ミシュランではないけれども、星印を付けて公表すると、役所の人気のある調査と人気のない調査というのが見えてきて私どもも応札しやすいかなというのは言い過ぎかもしれませんが、以上で私の話を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○前原主査 ありがとうございました。大変率直な御指摘をいただきまして、私もそうだなと思いながらお聞きしておりました。

やはり最初のうちはお互い不慣れということもあったんでしょうか。私が見ていても官側にほとんどコスト意識がないようなものが結構ありました。私もこの委員会で指摘したのですが、最初から失敗しようと思ってやっているのではないかと思われるような調査もありました。でも、だんだん経験を積んで少しずつ改善の道筋にあるのでしょうか。特にコストの問題については複数年をできるだけ推進することで皆さん方の工夫が生きるようにということも大分推進しておりますので、今日の御意見を参考にして是非前に進みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、各委員から御質問、御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○野原副主査 以前、官民競争入札を促進するために各省庁とやりとりをしたことがあって、その際に調査については、民がやっては回収率が上がらないという点が指摘されたんですけれども、その点についてどう思われるか。民がやると回収率が落ちるのか、あるいはそれに対して何か手立てがあるのかということについてお聞きしたいというのが1点です。

私も皆さんと近い立場で仕事をしていきますので、今日の話は本当にそうだと思うことが多くて、同意しながら伺いました。そこでもう一つは、官が詳細な仕様書をつくると、民の方で工夫のしようがないというのはそのとおりで、官民競争入札の際にも、できるだけ提案型で創意工夫ができるような形にできるといいと思っているんですけれども、その辺についてどういうふうに感じておられるかという2点をお願いします。

○前原主査 どうぞ。

では、山田さんから。

○山田事務局長 民間委託すると回収率が下がるかという話ですが、1つは企業活動基本調査という経産省の調査で民間委託をされた調査があります。これは結果としては官がやっていたときの回収率よりも民間委託したときの方が高くなったということがありますから、そうでない場合もありますけれども、民がやるといつも低いということではない。多少そこには民の創意工夫ということもあるだろうと思います。

○事務局 ただいまの点を補足しますが、今おっしゃられたのは、市場化テスト対象事業として実施した事業でございます。非常に受託された企業は市場化テストの案件ということで大変力を入れて対応していただきまして、いい結果を納めていただいたというものでございます。

ただ、一般的に言って、やはり官の通常の回収率よりは民間の実際の調査の回収率は低いはずだと思います。それは当然発注の仕方とか内容、つまり求めているレベルとかというのがもともと違う部分があるのでそういった認識のギャップというのは、どうしてもマーケティング・リサーチと統計調査ということの認識のギャップというものはあるのではないかなと思います。

○前原主査 ただ、過去をいろいろ見ていると、回収の工夫がだんだん慣れてくると上がってきているということは感じますね。最初はどのタイミングでプッシュしたらいいかとか、経験がないのでわからなかったとかいろんなことがあったと思います。

○野原副主査 官の人から伺ったときの話では、「何々省がやります」というと回収率が上がるんですけども、民間がそれを受託してやると下がるということを言われていて、要するにお上に言われるのだったらすぐ回答しましょうと回答者の皆さんが思われるということなんですが、私は民間で調査をする立場として、調査実施主体は官で、それを受託しているのが民間であるとすれば差はほとんどないのではないかというのが印象を持っていますが、その辺について。

○山田事務局長 先ほども少し言いましたけれども、役所と調査の対象企業、事業所との

関係性が行政指導の対象になっている企業、業種あるいは許認可権を持っている関係性の企業、事業所と役所の関係。このときは役所の名前を出したら非常に効果的です。これは回収率が高くなって当たり前です。

ところが、統計局とか経産省などで、いわゆる一般の企業、事業所を対象にするとかというような調査になると、私はそんなに差はないのではないかと思います。むしろいろんな工夫の仕方によっては民間がやった方が高くなったということもあるというようなことは言えるのかなと思います。

○前原主査 岩間さん、どうぞ。

○岩間副委員長 市場化の案件ということで限って話をしていますけれども、全般的に調査というものが今どういうように国民に受け入れられているのかということも少し考える必要があると思うんです。

3年ぐらい前に不幸な事故、調査会社でメイキングという事故があったんですけども、それは既に何十年も80%という調査員調査という呪縛があったわけですね。担当者が変わってもずっと80%仕様書に書いているということによって、一般的な世論調査でも80%などというのは調査員調査でも取れないような社会環境がある中で80%をずっと保持して、担当者も役所もそういうようなことで、受ける方もそういう呪縛の中で生きていた。結局今それがなくなってみると、調査員調査でも60%前後という状況なんです。ですから、郵送調査の方が今回回収率が高いなどという調査も実はあるんです。国民の負担を軽減するという意味では、調査員調査よりも郵送調査が高いなどという調査もありますけれども、やはり社会状況が今こうなっているということもある程度頭に入れて、もう国の統計調査は100%回収がもう基本だということから、社会環境の変化を考えた仕様書に変化させていただきたいというのが我々業者としては考えています。

○前原主査 専務理事、どうぞ。

○鈴木専務理事 そこで今の意見の引き継ぎなのですが、やはり統計教育というものをきちんとやるべき。民間の訪問調査で成り行きでやりますと、5割を切ってしまうような現状です。国の調査でも6割とか7割というようなことが現実にございますけれども、これは今日の本題と若干かけ離れるかもわかりませんが、私どものマーケティング・リサーチというのは国の産業の発展という中ではかけがえのない仕事だという誇りを持って私どももやっておりますが、それに対する国民の理解がなければ、あるいは協力がなければ成り立たない仕事ですし、私ども民間もまさにそこが一緒にコラボレーションして国民の方々に対する教育の仕方ということも是非議論あるいは活動をさせていただきたいと思っております。

○前原主査 ほかにいかがですか。先生、どうぞ。

○廣松専門委員 今、大変率直な御意見を伺いました。確かに、言わば官の側で今までのやり方というか考え方を変えていくべき点が幾つかあるのはおっしゃるとおりです。ただ、ここは統計調査分科会であり、統計分野で官民競争入札なり民間開放をどうしていくかと

いうことを議論すべき場です。先ほど御指摘いただいた中の幾つかは、残念ながらこの分科会というよりも、もっと上のところで議論をしていただかないと、あるいは方向性を考えていただかないと改善はなかなか難しいという面がある。

例えば、先ほどおっしゃった点で私もまさにそうだと思うのは、例えば 18 ページのところで、民間事業者を活用した方が安く上がるという意識あるいは認識はやめろというのはまさにそう思います。しかし残念ながら、もう少し大きな動きの中で見ると、どうもそれを公開の場で堂々とおっしゃっている方もおいでになるものの、民間に任せれば安くなるのが当然だという認識の方が圧倒的に多い。その意味で、この場でそれを要求されても大変困るといえるか、もっと上のレベル、例えば官民競争入札等監理委員会等で十分御議論いただくことを我々もお願いしたいということです。

もう少し言うと、残念ながら現在の状況は同じ行政府の中でも、もっといえば政権内部でも、決してみんな同じベクトルで同じ方向に向いているわけではありません。いろんな委員会等があって、いろんなところで全く別の方向のことを言っているようなケースがままあります。その点恐らく事務局の人たちも大変苦しむところだろうと思いますが、これは先ほどの繰り返しですけれども、単にこの統計調査分科会というところだけで決着がつくものではないと思います。

それにかこつけて私の個人的な意見としても一言余計なことを付けますと、これは少し前にも申し上げたことかもしれませんが、どうも歴史的に見ると、行政改革とか臨調とかのときに、最初は高邁な理念の下に議論がされるんですが、結果的に見ると言葉は悪いですが数合わせ、つじつま合わせとして統計分野がどんどん削られてきたというのが、過去の歴史だと思います。今回そうならないことを個人的に強く願っています。今回こういう形で民間の事業者の方と協力していくという体制ができたわけですから、是非官だけの改革だけではなくて、民の方々の御協力も得た上でお互いに努力をすべきだろうと思います。

先ほど、専務理事さんがおっしゃった点に関して一言だけ付け加えますと、御存じだと思いますが、今度文部科学省の学習指導要領が変わって、統計教育が公教育の中に入ることになりました。今はまだ学会レベルで統計教育をどういうふうに進めるか、特に小中高のレベルでどうしていくかということに関して、学会内の委員会なり有志が集まっている議論を始めた段階ですが、そういう議論の中には是非民間事業者の方の御意見も反映できるような形で進めていくようにできればとは思っております。

以上、とりあえず。

○前原主査 ありがとうございます。

では、高橋専門委員、どうぞ。

○高橋専門委員 先ほどの話、もう少し具体的に。この分科会で前回か前々回ぐらいに私が質問して結局答えられなかった話がありました。受注して実績出して利益を出していいんですかという話をしたら、官庁の方がうーんと結局答えがなかったんです。利益を出す

と見積もりが間違っていた、官の方が間違っていたという認識にとらえられてしまう。そういうことであれば利益というのはとても出せない。だから、民としては実績は正直言ってごまかしになるかもしれませんが、若干赤字が出ましたよというのがお互いのハッピーみたいな、それは統計だけではなくて、公共事業も皆含めてそういう仕組みは実は日本にあるわけで、必ずしも統計だけではないということがあると思います。ですから、利益を出すということが本当に官の方に許していただけるのだったら、どんどん出してできるのではないかなと思うんですが、それはなかなか今の状況では難しいお話しかなと感じました。

もう一点、先ほどの主査の話とも絡むんですが、民間がやると非常に回収率が悪くなるケースというのは、例えばまだやっていませんけれども、仮の話ですけれども、財務省の法人企業統計季報的なものであると、あれは民間の財務ですね。BS（貸借対照表）とかPL（損益計算書）は上場企業は出すのは当たり前ですけれども、そうではないところがあるんです。あるいは出したくない。ましては民間の企業にこういうのは出したくないというのがすごくあって、あれはやはりお上がやれというからしようがないにやるというので回収率が上がるケースがあって、やはり統計によってそういった民の得意なところと官の得意なところというのが当然出てきて、それは全部が全部民間開放すればいいというものではないと思うんです。

法人企業統計季報は、景気判断にも非常に大事です。速報性が求められる、正確性が求められるとなると、民はそういった統計に関与するのは難しいのではないかなという感じがいたします。

○前原主査 引頭専門委員、どうですか。

○引頭専門委員 感想と質問と1点ずつです。まず感想の方ですが、低価格の受注についてです。現実的には統計に限らず廉価受注というのがかなり存在し、それは企業の先行投資という判断でする場合もあるということで整理されがちです。確かに短期間でみればそういうことで整理がつくと思いますが、長期でみた場合、赤字廉価受注を民間が続けることはできないだろうと想像されます。そうなった場合、先ほどの御指摘のように官側での適切な予算の確保の問題であるとか、統計に対する認識がどうなっているのか。結果として、日本という国を弱めてしまうようなリスクもあるのではないのでしょうか。世の中には“程度”というものがあると思います。

先ほど申し上げたとおり、これは決して統計だけの問題ではありません。“予算”とされているものの中にいわゆる官の“販管費”に相当するものも振り分けられているのでしょうか。多分、そこまでは算出されていないと思います。ただ、仕様書の中にはこれぐらいの販管費だと指示されているものもあるとは思いますが、予算そのものに関してはおっしゃるとおりあまり明らかになっていない。

ですから、そういうことも含めて民間委託ということ自体を市場化テスト以外も含めて、こういった議論をしていく必要があると思います。御案内のとおり今後財政赤字が膨らむ

ことが想定されるなかで、民間委託がまるで財政に対する魔法の杖と誤解されることは、大きな問題であると思うのです。ですので、その議論は是非やるべきだろうなと思いましたが1点です。

もう一点はいただいた資料の25ページ、分科会や監理小委員会に期待ということの2つ目のポチのところで、民間事業者を活用しても統計の質は確保されたかということで、統計の質ということもおっしゃっているわけですが、協会として考えておられる統計の質というのは何かというのを教えてください。

以上です。

○前原主査 では、最後の1点だけ。鈴木さん、どうぞ。

○鈴木（督）リーダー 大変本質的な御質問で、私は品質の部会をやっていたんですけども、なかなか一概にはお答えにくい問題だと思います。品質指標の1つとしていつも挙げられるのは回収率ですけども、回収率は非常に重要な統計の質を裏付けるものですが、それだけでは、あるいはそれのみにしてしまうといけないのではないかと。継続性ですとか、回答の内容についても同時に見るといようなことが必要ではないかなと思っております。

マーケティング・リサーチ協会の調査の実施をする会社の立場としましては、統計の質と調査の質というのを分けて考えた方がよいのではないかとということも考えておまして、プロセスをしっかりと要求水準どおりにやるという質の面と、つくられた統計そのものの質という2面性があるのではないのかなと。

今まで官でやっていた調査が民に移る場合には、継続性は非常に重要になると思いますので、官でやっていた調査がどのようにやられていて、その数字がどのように生成されていたのかということをよく理解しないと、実施のデータのコレクションのプロセスを変えたこと自体が数字の変更に関わるということは統計には起きますので、そういったこともトータルに考えるということが必要。

回収率そのものに関しましては、先ほど野原副主査からも御質問がありましたように、私個人的には官の名前が出た方が少しはいいんですが、基幹統計でないと指定統計でないといった瞬間に、官だからといっても拒否する会社は物すごくたくさんある一定の割合でいますので、効力を発揮しない場合があるんです。そうすると我々は郵送調査であっても出向くとかやったりするというので、質を高めるように努力はしますが、コストの関数になっているところもありまして、越前市の調査のようにコストを無限に投入すればいくところまでいくという面もありますが、1つの指標だけではないということと、その統計が持っている背景も含めて統計の質を考えるべきではないかなというのが突然の指名であれば、私からの。

○前原主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○武井リーダー 今回の回収率の話というのはあるんですけども、確かにおっしゃるとおり昔は官の名前という効果はあったと思いますが、最近はそれほどないと思っています。

また、ある程度やり方も工夫できるところもありますし、ただ、今、鈴木リーダーがおっしゃったように世の中の流れの方で統計調査に対する国民全般の意識という問題はこの間の内閣府の世論調査にもありました（発言者後注：「内閣府大臣官房政府広報室」が平成21年11月に実施した「統計調査の協力に関する特別世論調査」一国の統計調査への回答意向で「回答したい」（40%）、「どちらかといえば回答したい」（34%）という数字や基幹統計に「回答義務や罰則のあることを知らなかった」（78%）という数字を鑑みての発言）。あれを見て私もびっくりしたんですが、そういうことは間違いなくありますから、そこは考えなければいけないと思いますが、問題は官でやった数字と民でやった数字の差が極端に統計精度に影響するような差かどうかというのをもっと議論した方がいいと思います。

（回収率の官・民差あるいは前回と今回との差が）たかだか1%、2%だといっただけのもの、申し訳ありませんけれども、それが自治体のアクションに致命的な問題かどうかということはお互いが議論していくところではないかと思います。

10%も違ったら話になりませんから、そういうことは民間でやって、少なくともこれまでそんななかったと思います。よほどの社会的な状況の変化ではない限りということ恐らくあると思います。

今、鈴木リーダーがおっしゃった中で質に関しては、プロセス管理というのではISO 20252なりということで評価としてもきちんと管理することをやっていますので、担保できると思います。

あともう一点、回収率と同時に、いわゆる記入率、の精度の問題という点でも協会ではそれに取組んでいますし、そういう観点からもいろいろ工夫をされていております。それと同時に、これは官の方もおっしゃったんですが、最後は一人ひとりが実際に事業所に行ってお願ひするというのを我々もしつつ、1票でも貴重な意見を回収するというには取組んでいております。そういう工夫というのは実はコストがかかるということの理解というのは是非、今日皆さんたくさんおみえになっていらっしゃるんですけども、ひとつお願いしたいと思っております。

○前原主査 ありがとうございます。それでは、予定の時刻も過ぎましたので、日本マーケティング・リサーチ協会との意見交換を終了致します。

資料1-2もごらんいただくとわかりますけれども、各役所によって非常にばらつきがあります。ですから、皆さん方からこの役所のこういうのは是非やりたいんだという御意見も出していただけたらいいのではないのでしょうか。多分事業仕分けが進んでくると、この市場化テストというのも増えてくると思うんですけども、こういうデータが皆さんの手元にあるわけですから、是非手を挙げて積極的に御協力をいただきたいと思います。

どうぞ。

○事務局 本日は本当にプレゼンを長時間にわたり、また議論も忌憚のない御議論をいただきまして、厳しいお話も、本音もたくさんいただきまして、にわかにも同意し難い部分もたくさんございますけれども、その辺は今後とも御指導いただき、なるべく応えていき

たいと思います。

統計行政全般につきましては、内閣府統計委員会でありますとか、総務省の統計基準担当政策統括官室というのがございますので、全般としてはそちらの方で見ていくということで、そういったところと我々も連携してやっていきたいと思っておりますが、今回こうやっていろいろと提言していただいた中で、いわゆる市場化テストのツールによってお応えできる部分というのは、あるいはお応えしてきている部分というのは幾つかあると考えております。

26 ページに評価について特出しをしていただいているいろいろ御指摘をいただいておりますが、評価事業はまだ最初に1回やって、去年やったものが3調査ありますけれども、4つしかないということで、その中で我々が深くやるのが例えば民間事業者の皆様の負担になってしまったり、あるいは厳しくなってしまうことが本当にいいのかということもあったので、評価に関してはいろいろと模索しながらやっているというところは御理解をいただきたいと思っております。

18 ページにあります創意工夫とコスト削減の問題ですけれども、これはどうしても一言申し上げておきたいんですが、いわゆる市場化テストのツールとしては創意工夫が目的にはなり得ないんです。公共サービスにおける質の向上とコスト削減を同時に実現するために民間事業者に創意工夫をお願いしたいという意味ですから、創意工夫はあくまでも目的たり得ませんので、市場化テストという枠組みに関していえば、その辺は是非とも御理解をいただきたいと思っております。

そういう意味で、先ほども市場化テストについてのメリットを申し上げました。少し繰り返してしまっていますが、いわゆる実施要項の審議による発注内容の改善でありますとか、入札内容の公開性、総合評価方式、複数年契約を基本としております。モニタリング評価というのは諸刃の刃で両面性がありますけれども、そういったことを踏まえていただいた上で、是非市場化テストにどういったところを期待されるかというコメントを最後に御出席の皆様からいただきたいと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○前原主査 それでは、代表して専務理事から。

○鈴木専務理事 そこまで私どもに意見の場をつくっていただいて大変恐縮でございます。私どもは統計あるいは調査というのは、国の姿を示すものだと。やはり信頼性というのがどうやってその中に担保されていくかということ。それが私どものある意味では生き様であると考えております。これは民間のマーケティング・リサーチでも全く同じでございます。そういう中で先ほどいろいろ私どもの山田がとうとうと述べた中では、廣松先生の御指摘にもあったと思っておりますが、統計だけに限らず、これは会計制度とか入札制度の考え方というものが変わっていかねれば、とうていこれだけでそれが許されるということはまず実現不可能だと思いますけれども、そういう中で真摯に私ども民間と官がこういう場を設けながら、よりよきものをつくり上げていくということが一番大事なことだろうと思っております。

私どもからしますと官の壁というのはまだまだ厚うございますので、是非そこを少しでも。例えば統計ということで考えれば、正しいデータをどうやって合理的にコレクションしていくかということだと思っておりますので、その目的は官も民も全く同じだと思っておりますので、それをコミュニケーションを深めながらこれからもこういう場で議論をさせていただければ、あるいは私どもとして、また逆に皆様方をお呼びして私どもの委員会でいろんな御意見を賜るということもやっておりますが、そういう中にも御協力をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○前原主査 ありがとうございます。

それでは、予定されました議題は以上でございますので、本日の「統計調査分科会」は終了いたします。

次回の日程については追って事務局から御連絡をいたします。なお、この後、事後打ち合わせを行いますので、傍聴者の皆様は御退室をお願いいたします。ありがとうございました。